様式第十四号（第十条の十六関係） 　 (第１面) 　新規・更新

|  |
| --- |
| 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日（宛先）　　　　　　埼玉県知事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号 担当者名　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第６項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。） | （区分）：（廃棄物の種類） |
|  | 事務所 〒　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業場 〒　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。） |  |
| 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| ※ |  |

　　　　　（日本工業規格　Ａ列４番）

（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道 府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  （法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | 　　（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  | 　　（法人である場合） |
|  | （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 |  株 | 出 資 の 額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考 １ ※の欄は記入しないこと。 ２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　 ３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら　に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法　人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す　るものと認められる者を含む。４　「令第６条の１０に規定する使用人」がない場合は、氏名の欄に「該当なし」と記載すること。５　新規の場合は３部、更新の場合は２部提出すること。 |
| ※　手数料欄（第１面の裏面に貼付） |

処分業用

変更事項届出書（更新申請の場合で、該当があるときに限り、添付してください。）

令和　　年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（代表者名）

 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

　事業範囲に軽微な変更があった場合は、変更の届出をしなければなりませんが、下記事項について、届出書の提出漏れがありましたので、更新許可申請にあたり本紙をもって届出いたします。

　なお、今後は下記の各項目に変更があった場合は、遅滞なく届出いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当に○ | 変更事項 |
|  | 役員、株主、政令使用人、法定代理人（代表者を除く。） |
|  |  印鑑 |
|  |  その他 例　〔処分業における保管場所の拡大、位置変更等〕 |

※１　事業内容の変更（品目の追加、事業所面積の拡大、処理施設の能力拡大等）は変更

　　許可の対象となります。

※２　許可証の書換えを伴う変更の場合【氏名（個人）、名称若しくは代表者の氏名又は

　　役職（例えば、有限会社で、役員が１人になり、当該役員が代表取締役から取締役に

　　変更になった場合等）（法人）又は住所が変更した場合等】で、法施行規則第１０条

　　の２３第２項に規定する変更届出書（様式第１７号）を提出していないときには、許

　　可申請書に加えて、当該変更届出書も提出してください。

特別管理産業廃棄物処分業

添　付　書　類　一　覧　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　事業概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （１）業種区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １（２）取扱う特別管理産業廃棄物の種類　　 １（３）取引内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　２（４）申請者の身分を証明する書類　　　　　　　　　　　　　　 　 ５（５）申請者の法定代理人の身分を証明する書類　　　　　　　　 　 ６（６）役員等及び政令で定める使用人の身分を証明する書類　　　 ７（７）株主又は出資者の身分を証明する書類 　　　　　　 　　 ８（８）誓約書 　　　　　　　 　　 ９（９）印鑑登録証明書 　 　 １１ | 必要書類 |  |
| 新規 | 更新 |
| ○○○○○○○○○ | ○○○○○○○○－ |

|  |  |
| --- | --- |
| ○○○○○ | ○○○－○ |

２　事業場の概要

（１）事業場一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １２

（２）事業地の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １３

（３）建物の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １４

（４）計画地周辺の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １５

（５）案内図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １６

３　処理施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）処理工程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１７（２）施設等一覧表 　　 １８（３）施設の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１９ | ○○○ | ○○○ |  |

４　保管施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）保管施設一覧表 　　 ２０（２）保管施設の概要 　　 ２１（３）処分のための保管上限 　　２２ | ○○○ | ○○○ |  |

５　経理的要件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）資産状況等を説明する書類　　　　　　　　　　　　　　　２３（２）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法　 ２６（３）資産に関する調書（個人用）　　　　　　　　　　　　　　 ２７ | ○○○ | ○○○ |  |

６　特別管理産業廃棄物の性状の分析

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）分析設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２８（２）分析者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２９ | ○○ | ○○ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ７　技術的能力を説明する書類　　　　　　　　　　　　　　　　３０ | ○ | ○ |  |

 ｢-｣は変更がない

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場合に限り省略できる

８　優良産廃処理業者認定を受けるための書類

　　令第６条の１４第２号に掲げる者に該当するものとして、法第１４条の４第７項の許可の更新を受けようとする場合には、上記の許可申請時の添付書類に加えて、当該認定審査に必要となる下記（１）～（５）の書類も添付してください。

（１）従前の法第１４条の４第６項の許可に係る許可の有効期間（同条第８項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する５年間（同条第６項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間（以下「許可有効期間」という。）において特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面…………………………………３１ページ

（２）施行規則第１０条の１６の２第２号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前６月間（申請者が令第６条の１４第２号に掲げる者である場合にあっては従前の法第１４条の４第６項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していることを証する書類………………………………………………３２ページ

（３）その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第１４００１号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について（一財）持続性推進機構による認証を受けていることを証する書類……………４２ページ

（４）電子マニフェストの利用が可能であることを証する書類………………………４３ページ

（５）財務体質の健全性を証する下記の書類……………………………………………４４ページ

ア　直前３年の各事業年度の自己資本比率を記載した書類

イ　直前３年の各事業年度の経常利益金額等を記載した書類

ウ　法人税等を滞納していないことを証する書類

　　エ　事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃

　　　棄物最終処分場〔法第１５条の２の４において読み替えて準用する法第８条の５第１項

　　　に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。〕をいう。）について積み立てるべき維

　　　持管理積立金の積立てをしていることを証する書類（該当する場合には、添付してくだ

　　　さい。）

凡　例

（略記）

　法　…廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

　令　…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年９月２３日政令第３００号）

施行規則…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）

１　事業概要

（１）業種区分

　　　該当する業種に○印を付けてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 業　種　区　分 | 産　廃 | 特管産廃 |
| １ | 収集運搬業（積替え保管を除く） |  |  |
| ２ | 収集運搬業（積替え保管を含む） |  |  |
| ３ | 処分業（中間処分） |  |  |
| ４ | 処分業（最終処分） |  |  |

（２）取扱う特別管理産業廃棄物の種類

　　　　該当する種類に○印を付けるとともに、限定等の欄の項目を○で囲んでください。

 また、処分方法には、それぞれ焼却、中和等を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 処分方法 | 限　定　等 |
| 廃油(燃焼しやすいもの) |  |  | 揮発油類（引火点７０℃未満）、灯油類、軽油類 |
| 廃酸（腐食性） |  |  | ｐＨ２．０以下 |
| 廃ｱﾙｶﾘ（腐食性） |  |  | ｐＨ１２．５以上 |
| 感染性産業廃棄物 |  |  | 医療機関等から排出される血液､使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物 |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ＰＣＢ等 |  |  | 廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油 |
| ＰＣＢ汚染物 |  |  | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、陶磁器くずに付着等 |
| ＰＣＢ処理物 |  |  | 廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物を処理したもの |
| 廃水銀等 |  |  | 廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの |
| 指定下水汚泥等 |  |  | Hg,Cd,Pb,O-P,Cr(Ⅵ),As,CN,PCB,ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ,四塩化炭素,1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ,ﾁｳﾗﾑ,ｼﾏｼﾞﾝ,ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ,ﾍﾞﾝｾﾞﾝ,Se,1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ,ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |
| 鉱さい |  |  | Hg、Cd、Pb、Cr(Ⅵ)、As、Se |
| 廃石綿等 |  |  | 石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物 |
| ばいじん |  |  | Hg、Cd、Pb、Cr(Ⅵ)、As、Se、1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |
| 燃え殻 |  |  | Cd、Pb、Cr(Ⅵ)、As、Se、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |
| 廃油(廃溶剤） |  |  | ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ,四塩化炭素,1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ,ﾍﾞﾝｾﾞﾝ,1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ |
| 汚泥 |  |  | Hg,Cd,Pb,O-P,Cr(Ⅵ),As,CN,PCB,ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ,四塩化炭素,1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ,ﾁｳﾗﾑ,ｼﾏｼﾞﾝ,ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ,ﾍﾞﾝｾﾞﾝ,Se,1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ,ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |
| 廃酸 |  |  | Hg,Cd,Pb,O-P,Cr(Ⅵ),As,CN,PCB,ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ,四塩化炭素,1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ,ﾁｳﾗﾑ,ｼﾏｼﾞﾝ,ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ,ﾍﾞﾝｾﾞﾝ,Se,1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ,ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |
|
| 廃アルカリ |  |  | Hg,Cd,Pb,O-P,Cr(Ⅵ),As,CN,PCB,ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ,四塩化炭素,1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ,1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ,1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ,ﾁｳﾗﾑ,ｼﾏｼﾞﾝ,ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ,ﾍﾞﾝｾﾞﾝ,Se,1･4-ｼﾞｵｷｻﾝ,ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 |

 ※　更新許可申請の場合は、従前の埼玉県知事許可証の写しを添付してください。

※　特定有害産業廃棄物については、特段の記載等がない限り、当該廃棄物（廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物及び廃石綿等を除く。）に係る「処分するために処理したもの」を含むものとします。

（３）取引内容

　　ア　引受先予定事業者（排出事業者）（更新時に変更がない場合は添付不要です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 引受先事業者（排出事業者） | 廃棄物の種類 | 取扱量(t/月) |
| 名　　称：代表者名：住　　所：排出場所：電話番号： |  |  |
| 小　　計 |  |
| 名　　称：代表者名：住　　所：排出場所：電話番号： |  |  |
| 小　　計 |  |
| 名　　称：代表者名：住　　所：排出場所：電話番号： |  |  |
| 小　　計 |  |
|
| 名　　称：代表者名：住　　所：排出場所：電話番号： |  |  |
| 小　　計 |  |
|  | 合　　計 |  |

　　※　「取扱量」は、１か月の予定平均数量を記入し、「小計」には事業者ごとに１か月の予定取扱量の小計を出して記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。

　 　イ　処理後の産業廃棄物の処分方法

　　中間処理後の産業廃棄物の処分方法を記述してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の種類 | 処分の方法 | 処分業者又は売却先 |
|  |  | 名　　称：代表者名：処分地の所在地：電話番号： |
|  |  | 名　　称：代表者名：処分地の所在地：電話番号： |
|  |  | 名　　称：代表者名：処分地の所在地：電話番号： |
|
|  |  | 名　　称：代表者名：処分地の所在地：電話番号： |

　　　※　「処分の方法」は、焼却、破砕、中和、埋立、売却（具体的な売却先における処理方

　　　　法）等を記入してください。

 ※　処分の場合は許可証の写し、売却の場合は売買契約書等の売却先との取引を証明する

　　　　書類を添付してください。

　ウ　取扱う廃棄物の排出工程及びその性状等

　　・　排出事業者ごとに、申請する廃棄物の排出工程のフロー図を作成すると共に、必要に応じて、性状等に関して参考となる書類等を添付してください。

　　・　廃棄物の種類に限定がある場合は、発生施設名及び具体的な物質の性状等を記入してください。

　　・　有害物質に係る濃度基準が定められている特定有害産業廃棄物を取り扱う場合は、排出事業者が発行する分析証明書の写し等を添付してください。

　　・　有害物質について、排出場所・排出施設に限定がある場合は、その内容について記載してください。

（４）申請者の身分を証明する書類

　　ア　申請者が法人の場合

　　　　・定款又は寄附行為

　　　　・登記事項証明書

　　　　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　　　 （申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の

　　　間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更

　　　があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

　　イ　申請者が個人の場合

　　　　・住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　 　・登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない　　　　　旨の証明書）

　　 　　 （申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

 注３）　登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関　　　　　する試験結果等を添付してください。

（５）　申請者の法定代理人の身分を証明する書類（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する

　　　未成年者である場合）

　 ア　法定代理人が法人の場合

　　　（ア）登記事項証明書

　　　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　 　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の

　　　間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更

　　　があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認

　　　できないので不可とします。

　　　（イ）役員等※の身分を証明する書類

　　　 ・　住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　　　 ・　登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しな い旨の証明書）

　　 　　 （申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

 注３）　登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関　　　　　する試験結果等を添付してください。

　　　 ・　直前の事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿

　　　　　 別表２で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）

　　　　 ※　役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は１００分の５以上の額に相当する出資をしている者を含む。

　　イ　法定代理人が個人の場合

　　　（ア）　住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　　　（イ）　登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当し ない旨の証明書）

　　　 　　 （申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

 注４）　登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関　　　　　する試験結果等を添付してください。

（６）役員等（申請者が法人の場合）及び政令で定める使用人の身分を証明する書類

ア　住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　 イ　登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨 の証明書）

　　 　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

 注１）　登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関　　　　　する試験結果等を添付してください。

（７）　株主又は出資者の身分を証明する書類（法人の場合で、発行済株式総数の１００分の５以上の

　　株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者がある場合）

 ※　該当株主の確認のため、直前の事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿を添付してください。

　　※　別表２で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）を添付してください。

ア　株主等が法人の場合

　　　　・登記事項証明書

　　　　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　 　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の

　　　間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更

　　　があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

　　イ　株主等が個人の場合

　　　　・　住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　 　・　登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しな い旨の証明書）

　　 　　 （申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

 注３）　登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関　　　　　する試験結果等を添付してください。

　　注４）　株主と役員等（政令使用人を含む。）を兼務している場合は再度添付する必要はありません。

　　※　株主が亡くなって、遺産分割協議中の場合には、当該株主が亡くなったことを証する書類

　　　（住民票の除票等）及び遺産分割協議中である旨を記載した書類を添付してください。

　　ウ　社員持株会がある場合には、当該持株会の規約を添付してください。

（８）誓約書

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼　玉　県　知　事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文 | 欠格事項の内容 |
| 法第14条第5項第2号 | 法第７条第５項第４号 |
| イ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員等)ホ(使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　法第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは法第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第７条の４第１項第３号又は法第１４条の３の２第１項第３号（法第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び法第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ヘに規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員等)ホ(使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

※１　法人役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※２　政令で定める使用人（法施行令第4条の7）とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。

（９）印鑑登録証明書

Ａ４版以下の大きさのものはこの枠内に添付してください。

※　印鑑登録証明書にあっては、申請日前３月以内に発行されたものに限る。

※　更新及び変更許可申請の場合は、印影の変更がなければ添付不要です。

２　事業場の概要

（１）事業場一覧

　 　土地利用については、該当部分に○をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 事　業　場 | 土地利用 |
| １ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ２ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域： ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ３ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ４ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ５ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域： ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
|
| ６ | 所在地（地番）：〒 　　　　 電話番号　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |

 ※　所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」　　　　 と記入してください。

※　事業場 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記簿上の合計面積、筆の中に　一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を　合計したものを記入してください。

事業場番号　Ｎｏ．

（２）事業地の状況（事業場ごとに作成してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登記簿上の所在地 | 地番 | 地目 | 面積（㎡）( )は一部面積 | 所有者 |
|  |  |  | ( 　　 ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
| 合　　　計 　 　筆 | 　登記簿上の敷地面積　　　　　　　　㎡　（事業場の合計面積　　　　　　　　㎡） |

　　　※　当該地の土地公図（申請日前３月以内に発行されたもの）を添付してください。

　　　※　当該地の登記事項証明書（申請日前３月以内に発行されたもの）を添付してくださ

　　　　い。

　　　※　「面積」欄については、登記事項証明書の表示のとおり記載してください。

　　　※　申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付　　　　してください。

　　　※　筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

 ※　事業場の全体平面図を添付してください。 　　　事業場番号（新規、変更後・変更前）Ｎｏ．

（３）建物の状況（事業場ごと及び新規又は変更前後それぞれ作成してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物番号 | 使用目的 | 構　造(構成材料・階数) | 床面積（㎡） | 所有者 |
| 例 |  ☑処理（施設番号 １～４ ） □保管（施設番号　　　　 ） | 鉄 骨 造平 屋 建 | ○○.○ | (株)○○○ |
| １ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ２ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ３ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ４ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ５ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ６ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |
| ７ |  □処理（施設番号　　　　 ） □保管（施設番号　　　 　 ） |  |  |  |

　※　処理施設又は保管施設を設置する建物について記載してください。

　　　（事務所棟は除いてください。）

　※　建物番号を明記した「事業場の全体平面図」を添付してください。

　※　各建物の登記事項証明書（申請書提出日前３月以内に発行されたもの）を添付してくだ

　　さい。

　　　登記事項証明書が添付できない場合は、所有者を証する書類を添付してください。

　※　申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付して

　　ください。

事業場番号　Ｎｏ．

（４）計画地周辺の状況（事業場ごとに作成してください）

　 ア　計画地周辺の住宅の状況

　　　　１００ｍ以内（　　　）戸（工業専用地域の場合）

　　　　２００ｍ以内（　　　）戸（工業専用地域以外の場合）

　　　　５００ｍ以内（　　　）戸（焼却炉、最終処分場の場合）

　　　　※上記の範囲を示す図面（地図）を添付してください。

　 イ　計画地までの搬入路

　　　　搬入路の有無

　　　　有（公道　路線名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　（私道　所有者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　無

　 ウ　計画地から300m以内の地下水の状況（最終処分の場合）

　　　　井戸の本数（　　　）本　　　　　うち飲用井戸の本数（　　　）本

　 エ　排水等の状況

　　　　(ｱ)排水　　　　　　　　　　　　　　　　 (ｲ)雨水

　　　　　・公共下水道　　　　　　　　　　　　　　・公共下水道

　　　　　・公共用水域（水路名：　　　　　）　　　・公共用水域（水路名：　　　　　）

　　　　　・地下浸透　　　　　　　　　　　　　　　・地下浸透

　　　　　・無

　 オ　土地利用についての規制

　　　　(ｱ)都市計画

　　　　　・市街化区域（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　・市街化調整区域

　　　　　・非線引き都市計画区域（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　・都市計画区域外

　　　　(ｲ)地区等

　　　　　・風致地区

　　　　　・公園

　　　　　・緑地保全地域

　　　　(ｳ)その他

　　　　　・農業振興区域（農用地・農用地区域外）

　　　　　・農業振興地域外

　　　　　・自然環境保全地域

　　　　　・緑地環境保全地域

　　　　　・自然公園地域

　　　　　・保安林・保安施設地区

　　　　　・鳥獣特別保護地区

　　　　　・砂防指定地

　　　　　・河川区域・河川保全区域

　　　　　・急傾斜地崩壊危険区域

　　　　　・地すべり防止区域

　　　　　・その他（　　　　　　　　　　　　　）

事業場番号　Ｎｏ．

（５）案内図

　　　　　　　　・　搬入路、搬出路を記載してください。

　　　　　　　　・　幹線道路・駅等から記入してください。

　　　　　　　　・　住宅地図等をコピーし別添とする場合は、

　　　　　　　　事業場の場所をマーカー等ではっきりと示してください。

３　処理施設

（１）処理工程

　　　処理工程全体のフロー図を作成してください。

|  |
| --- |
|  |

事業場番号　Ｎｏ．

（２）施設等一覧表（事業場ごとに作成してください。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施設名※1 | 型式・能力※2 | 使用方法※3 | 廃棄物の種類※4 | 施設の所有権※5 |
| １ |  |  |  |  | 自己・他者 |
| ２ |  |  |  |  | 自己・他者 |
| ３ |  |  |  |  | 自己・他者 |
| ４ |  |  |  |  | 自己・他者 |
| ５ |  |  |  |  | 自己・他者 |
| ６ |  |  |  |  | 自己・他者 |
|
| ７ |  |  |  |  | 自己・他者 |

　※１　施設の場合は、具体的に施設名（焼却施設、中和施設等）を記載してください。

　※２　施設等の型式及び能力を記載してください。

　　　　　処理施設の「能力」の数値は、小数点以下２桁まで表記することとし、小数点以下２

　　　　桁未満の数値は切り上げて記載してください。

　※３　施設等の使用方法を具体的に記載してください。

　※４　処理する特別管理産業廃棄物の種類を具体的に記載してください。

　※５　施設等の所有権が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業場番号　Ｎｏ．　　、処理施設番号　Ｎｏ．

（３）施設の概要

　 　 処理施設ごとに作成してください

|  |  |
| --- | --- |
| 特別管理産業廃棄物の種類 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 事業地の面積 | ㎡ |
| 土地所有者 | 本人・一部本人・他人　（一覧表のとおり） |
| 処理施設 | 種類 |  |
| 型式 |  |
| 処理方法 |  |
| 処理能力 |  |
| 環境保全対策 | 水質汚濁 |  |
| 大気汚染 |  |
| 悪臭 |  |
| 振動 |  |
| 騒音 |  |
| 飛散 |  |
| 流出 |  |
|
| 地下浸透 |  |
| 処分後の産業廃棄物の処理方法 |  |
| その他 | 作業時間 |  |
| 責任者 |  |
| 備考 |  |

　　（注１）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図　　　　　　　及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

 　（注２）施設の処理能力計算書を添付してください。

　　（注３）「処理能力」の数値は、小数点以下２桁まで表記することとし、小数点以下２桁

　　　　　未満の数値は切り上げて記載してください。

４　保管施設

（１）保管施設一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業場番号　Ｎｏ． | 　新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 　事業場所在地 |  |
| No | 廃棄物の種類 | 保管面積（㎡） | 保管高さ（ｍ） | 保管上限（㎥） |
| １ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ２ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ３ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ４ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ５ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ６ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ７ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ８ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| ９ |  |  | （屋内・屋外） |  |
| 10 |  |  | （屋内・屋外） |  |

※　「保管面積」「保管高さ」「保管上限」の数値は、小数点以下１桁まで表記することとし、

　小数点以下１桁未満の数値は切り上げて記載してください。

（２）保管施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場番号　No.保管施設番号　No． | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 産業廃棄物の種類（処理前・後の別） |  　　　　　　　　　　　　　 (前･後) |
| 保管の目的 |  |
| 保管の期間 |  |
| 保管状況 | 　屋内・屋外　囲い、仕切等に直接荷重をかけて保管（する ・ しない） |
| 保管施設の面積 |  |
| 保管の高さ |  |
| 保管容器 | 容器の種類 |  |
| 容量及び数量 |  |
| 保管施設の容量 |  |
| 環境保全対策 | 囲い・表示 |  |
| 飛散防止措置 |  |
| 流出防止措置 |  |
| 浸透防止措置 |  |
| 悪臭防止措置 |  |
| ねずみ及び蚊等の防止措置 |  |

（注１）保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び施設の設置場所を示す事業場平面図を添付してください。

（注２）保管で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。

（注３）保管容器を使用する場合には保管容器の容量計算書、使用しない場合には廃棄物の積上げ図及び体積計算書を添付してください。

　（注４）「保管施設の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」の数値は、小数点以下１桁

　　　　まで表記することとし、小数点以下１桁未満の数値は切り上げて記載してください。

（３）処分のための保管上限

|  |  |
| --- | --- |
| 処理施設 |  |
| 産業廃棄物の種類 | 処理能力（ｔ／日） | かさ比重（ｔ／㎥） | 乗じる数量※（Ｂ） | 保管上限（㎥）（Ａ×Ｂ） | 処理前保管施設 |
| 処理能力（Ａ）（㎥／日） | 保管施設No. | 保管容量（㎥） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  | Ａ×Ｂの最大値　**①** |  | 合計**②** |  |

１）保管施設は、合計容量（**②**）がＡ×Ｂの最大値（**①**）を超えない範囲で設置すること。

２）実際の保管にあたっては、産業廃棄物の種類ごとに算出される各保管上限（Ａ×Ｂ）を超

　えない範囲で保管すること。

※　１４。ただし、建設業に係る木くず及びがれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）で分別されたものを再生する処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、２８（アスファルト・コンクリートにあっては７０）。

　　その他、環境省令で定める基準に基づく。

【計算式】

　処理能力（ｔ／日）÷かさ比重（ｔ／㎥）＝処理能力（㎥／日）

　処理能力（㎥／日）×乗じる数量＝保管上限（㎥）

５　経理的要件

（１）資産状況等を説明する書類

　ア　法人の場合

　①　直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び

　　個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（法人税の納税証明

　　書（その１：納税額等証明書用）（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本

　　を添付。））

 ②直前３年の実績並びに今後５年間の収支計画書及び資金運用実績・計画書（様式有り。）

　③直前の事業年度において債務超過の状態にある法人にあっては

　 中小企業診断士又は公認会計士による財務診断書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸借対照表 | 損 益 計 算 書 | 申請書に追加して添付する書類 |
| 直前期の自己資本 | 直前期の経常利益 | 直前３年間の経常利益の平均値 |
| 積替保管 | 中間処分 | 最終処分 |
| ＋ | ＋ | ＋ | な　し |  |
| ＋ | － | ＋ | 直前３年の実績及び今後５年間の計画 |
| ＋ | ＋ | － |
| ＋ | － | － |
| － | ＋ | ＋ | 直前３年の実績及び今後５年間の計画中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書 |
| － | ＋ | － |
| － | － | ＋ |
| － | － | － |

中小企業診断士等の財務診断書記載事項

 　　①診断する会社の概要

 　　②直近３年分の財務諸表に基づく財務診断

 　　　※直近３年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から

 　　　　各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。

 　　③債務超過に至った原因

 　　　※債務超過に至った原因を具体的に記載する。

 　　④今後５年間の収支計画（別紙様式）についての分析

　　　　※今後５年間の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。

 　　⑤債務超過の改善策及びその実現可能性

 　　　「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の期待的観測は不可。

 　　　あくまで具体的な改善策に限る。

 　　⑥関連資料（各種財務診断資料等）

　　※　中小企業診断士登録証の写し等の作成者の資格を証する書類を添付してください。

 ※上記添付書類の提出が無い場合、経理的基礎を有すると判断できません。

 ※財務診断書の内容によっては経理的基礎を有すると判断できない場合、不許可となる場合があります。

　イ　個人の場合

　　資産に関する調書（次の（２）に記入）、直前３年間の所得税の納付すべき額及び納付済　額を証する書類（所得税の納税証明書（その１：納税額等証明書用）（申請日前３月以内に　発行されたもの。正本には原本を添付。））

※　直前３年の実績並びに今後５年間の収支計画書及び資金運用実績・計画書　 法　人

 （ア）貸借対照表・損益計算書 　　　　　　　　　　　　　 （単位：　　）

実績

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 会計年度 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 |
| 貸借対照表 | 資産 | 流動資産 |  |  | 計画(見込み） |  |  |  |  |  |
| 固定資産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 繰延資産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資 産 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 負債 | 流動負債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固定負債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資本 | 資本金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法定準備金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 剰余金又は欠損金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総資本合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 損益計算書 | 売 上 高（計） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃棄物処理業による売上高その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売 上 原 価(計) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 労務費外注費減価償却費その他経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売上総利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費（計） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人　件　費修 繕 費外注費(具体的に)水道光熱費通信交通費地代家賃備品消耗品費減価償却費その他経費（具体的に）（　　　　　　）（　　　　　　）（　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 収 益(計) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受取利息及び割引料その他営業外収益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 費 用(計) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支払利息及び割引料（　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経 常 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特別利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特別損失 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引前当期利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人税等充当額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引後当期利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法　人

（イ）資金運用実績・計画書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　　）

計画(見込み）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会計年度 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 | 自 年 月至 年 月 |
| 調実績達実績・計画 | 利益等 | 税引後当期利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 引当金増減額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 買掛金増減額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 増資等 | 出資・増資その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 新規の借入金 | 短期借入金長期借入金その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調達合計(Ａ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運用実績・計画 | 設備投資 | 土　地 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建　物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設　備その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入金返済 | 短期借入金長期借入金その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 | 役員賞与配 当 金売上金増減額その他（具体的に） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運用合計(Ｂ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当期資金過不足(Ａ-Ｂ) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 期首現預金残高 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 期末現預金残高 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※１　当該収支計画書は、申請者が行っている全ての事業についての収支計画を記入してください。人件費には役員報酬も含みます。

※２　調達の項目には当該年度の新たな資金調達実績・計画を、運用の項目には調達した資金

　　の当該年度の運用実績・計画について記入してください。

※３　「買掛金増減額」及び「売掛金増減額」の欄は、増加はプラス、減少はマイナスとなり

　　ます。

※４　役員の貸付けは、「長期借入金」の欄に入れてください。

※５　まだ決算期を迎えていない新規設立法人の場合には、実績欄には記入しないでください。

（第８面）

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土　　　　地 |  |
| 事務所 |  |
| 処理施設 |  |
| 保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借　　入　　金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
| 増　　　　　資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|

（第９面）

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

６　特別管理産業廃棄物の性状の分析

（１）分析設備

 　　　　　・　感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物

 　　　　　　の処理を業として行う場合には次に掲げる書類を添付してく

 　　　　　　ださい。

 　　　　　　　当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の一覧表

 　　　　　　及び当該施設の仕様書並びに説明等

（２）分析者

　　　　感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合、　　　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者は、次に掲げる資格を有すること。

 ア　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学　　　校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しく　　　は獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、６ヶ月以上水質検査又は　　　その他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ　衛生検査技師又は臨床検査技師であって、６ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検　査の実務に従事した経験を有する者

ウ　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の　課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、１年以上水質検査又はその他の理化　学検査の実務に従事した経験を有する者

 ※　上記の資格を証明する証書を添付するとともに、実務に従事したことを証明してくだ　　 さい。

 分析を行う者に関する証明書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

 　（宛先）

埼玉県知事

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 　　　下記の者が、水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を

 　　有する者であることを証明します。

 記

 　　　１　氏　　名

 　　　２　住　　所

 　　　３　生年月日

 　　　４　職　　名

 　　　５　水質検査等の実務に従事していた事業所

 　　　　　（住所）

 　　　　　（名称）

 　　　６　水質検査等の実務に従事していた期間

７　技術的能力を説明する書類

　　技術的能力を説明する書類として、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分過程）の修了証の写し（講習会の修了証の写しが発行されるまでの間は、合格通知書の写し。）を添付してください。

〈修了証について〉

 １　新規許可にあっては、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）」の処分課程を申請日前５年以内に受講したものを添付してください。なお、他の都道府県市において産業廃棄物処分業の許可を取得している場合は、「産業廃棄物又は特別産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）」の処分課程を申請日前２年以内に受講したものを添付することも可能です。

２　更新許可にあっては、「産業廃棄物又は特別産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）」の処分課程を申請日前５年以内に受講したもの、または「産業廃棄物又は特別産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）」の処分課程を申請日前２年以内に受講したものを添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の種類 | 許可申請書に添付できる認定講習会の処分課程修了証 |
| 新規課程 | 更新課程 |
| 普通産廃 | 特管産廃 | 普通産廃 | 特管産廃 |
| 新規許可 | 産業廃棄物処分業 | ○ | ○ |  |  |
| 特別管理産業廃棄物処分業 |  | ○ |  |  |
| 更新許可 | 産業廃棄物処分業 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特別管理産業廃棄物処分業 |  | ○ |  | ○ |
| 変更許可 | 産業廃棄物処分業 | ○ | ○ | ○※ | ○※ |
| 特別管理産業廃棄物処分業 |  | ○ |  | ○※ |

※　更新課程講習会修了証の有効期限は申請日前２年ですが、変更許可申請に当たっては、申請日前５年とします。

・　個人の場合は**本人**、法人の場合は**役員等が受講した修了証**を添付してください。

　　役員等とは、**代表者**若しくはその**業務を行う役員**又は政令で定める使用人であって**業を行おうとする区域に存する事業場**（当該区域外に存する事業場であっては、当該区域の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業場に限る。）**の代表者**が該当します。

・　個人事業者が同じ事業を行うため法人（該当事業者が法人の代表者である場合に限る。）を設立し、新規に許可を取得する場合は、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）」でも可能です。

８　優良産廃処理業者認定を受けるための書類

（１）許可有効期間において、特定不利益処分を受けていないことを証する書面（下記様式）

誓　約　書

　埼玉県知事

　　　　年　月　日から　年　　月　　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

　　　年　　月　　日

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））

②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）

③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３）

④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。）

⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。）

⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。）

⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）

⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）

⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）又は第19条の６第１項）

（２）優良認定の申請前の一定期間、次頁の表の左欄に係る情報について、インターネット上で公表し、かつ同表の右欄に掲げるところに従って更新していることを証する書類

　　　①情報公表期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 場合 | 情報公表期間 |
| １ | 通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合 | 産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前６月間 |
| ２ | 既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合 | 優良認定業者としての許可更新を受けた日から当該申請の日までの間 |

　　※なお、処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する情報については、許可の有効期間の始期が令和２年７月１日より前である産業廃棄物処分業の許可を受けた者が当該許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合には、従前の許可を受けた日からではなく、当該許可の更新の前６月間の公表で足ります。

　②必要書類

　　　ア　（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している場合に必要な書類

・上記の期間、産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書（優良産廃処理業者認定制度の公表事項に係る情報更新履歴総括表〔履歴証明書〕）

・公表開始時点の、次頁の表の左欄に掲げる全ての事項を公表しているウェブサイトの画面を印刷したもの（申請者が優良認定業者である場合にあっては、当該許可の更新の申請日の１年以上前時点【基準日】の次頁の表の左欄に掲げる全ての事項を公表しているウェブサイトの画面を印刷したもの）

・公表開始時点以降（申請者が優良認定業者である場合にあっては基準日以降）に次頁の表の左欄に掲げる事項を変更した場合、変更した事項を公表しているウェブサイトの画面を印刷したもの

　　「ア」の書類については、上記財団により発行された「事業の透明性の基準適合証明書」（以下「適合証明書」といいます。）の提出があれば省略することができます。

　　なお、適合証明書の発行日の次の日から更新申請日の前日までに公表情報の更新があった場合は、適合証明書及び当該期間に係る「ア」の書類が必要になります。

　　　イ　申請者自らが開設したホームページ（この場合には、当該ホームページのアドレスを明示してください。）上で情報を公表・更新している場合に必要な書類

ホームページアドレス：

・「ア」と同期間の情報公表状況報告書

・以下「ア」の場合と同様。なお、ウェブサイトの画面は、日付が明示されたものを添付してください。

　表　（特別管理産業廃棄物処分業）

|  |  |
| --- | --- |
| 公　表　事　項 | 更新すべき場合 |
| （１）申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 （ア、エ又はカに掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係 る履歴を含む。）　　ア　名称　　イ　事務所又は事業場の所在地　　ウ　設立年月日　　エ　資本金又は出資金　　オ　代表者、役員及び令第６条の１０に規定する使用人の氏名及び就任　　　年月日　　カ　事業（他に法第１４条第１項若しくは第６項又は第１４条の４第１　　　項若しくは第６項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可　　　に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容 | 変更の都度（オに掲げる事項については１年に１回以上） |
| （２）申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内 容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。） | 変更の都度 |
| （３）事業計画（他に法第１４条第１項若しくは第６項又は第１４条の４第 １項若しくは第６項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可 に係る事業に関するものを含む。）の概要 | 変更の都度 |
| （４）申請者が受けている法第１４条第１項若しくは第６項又は第１４条の ４第１項若しくは第６項の許可（他にこれらの許可を受けている場合に あっては、当該許可を含む。）に係る第１０条の２若しくは第１０条の　　６又は第１０条の１４若しくは第１０条の１８に規定する許可証の写し | 変更の都度 |
| （５）事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に　　掲げる事項　　ア　設置場所　　イ　設置年月日　　ウ　当該施設の種類　　エ　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）　　オ　処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあって　　　は、埋立地の面積及び埋立容量）　　カ　処理方式　　キ　構造及び設備の概要　　ク　当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場　　　合には、当該許可に係る第１２条の５に規定する許可証の写し | 　 変更の都度 |
| （６）事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごと　　の産業廃棄物の処理工程図 | 変更の都度 |
| （７）情報をインターネットを利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあっては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの１年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。）　　ア　当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量　　イ　当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量　　ウ　情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃　　　棄物の保管量　　エ　当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄　　　物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処　　　分方法　　オ　当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごと　　　の持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 | １年に１回以上 |
| （８）情報公表日の属する月の前々月までの３年間（以下「直前３年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項　　ア　当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量　　イ　当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量　　ウ　当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄　　　物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量 | １年に１回以上 |
| （９）直前３年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況　　に関する情報（次のアからクまでに掲げる当該施設の種類に応じ、当該　　アからクまでに定める事項に限る。）　　ア　令第７条第３号、第５号、第８号、第１２号及び第１３号の２に掲　　　げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設　　　を除く。）　　　　第１２条の７の２第１号ハ及びニに掲げる事項　　イ　令第７条第３号、第５号、第８号及び第１３号の２に掲げる施設　　　（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）　　　　第１２条の７の２第２号ハ及びニに掲げる事項　　ウ　令第７条第３号、第５号、第８号、第１２号及び第１３号の２に掲　　　げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）　　　　第１２条の７の２第３号ハ及びニに掲げる事項　　エ　令第７条第１１号の２に掲げる施設　　　　第１２条の７の２第４号ハからヘまでに掲げる事項　　オ　令第７条第１２号の２及び第１３号に掲げる施設　　　　第１２条の７の２第５号ハからホまでに掲げる事項　　カ　令第７条第１４号イに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第６号ロからヘまでに掲げる事項　　キ　令第７条第１４号ロに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第７号ロからヘまでに掲げる事項　　ク　令第７条第１４号ハに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第８号ロからリまでに掲げる事項 | １年に１回以上 |
| （10）直前３年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ご　　との熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換し　　た場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱　　量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃　　棄物の量 | １年に１回以上 |
| （11）申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対　　照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 | 少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度 |
| （12）事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たっ　　て支払う料金を提示する方法 | 変更の都度 |
|  （13）業務を所掌する組織及び人員配置 | 変更の都度（人員配置については１年に１回以上） |
|  (14）特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否 | 変更の都度 |
| （15）事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度 | 変更の都度 |

情報公開状況報告書（特別管理産業廃棄物処分業）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　情報公開の開始日　　　　　年　　月　　日

（その１）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 　申　　請　　者　　情　　報 | （１）申請者が法人である場　　合には、当該法人に関す　　る次に掲げる事項 （ア、エ又はカに掲げる　　事項を変更した場合にあ　　っては、当該変更に係る　　履歴を含む。）　　ア　名称　　イ　事務所又は事業場の　　　所在地　　ウ　設立年月日　　エ　資本金又は出資金　　オ　代表者、役員及び令　　　第６条の１０に規定す　　　る使用人の氏名及び就　　　任年月日　　カ　事業（他に法第１４　　　条第１項若しくは第６　　　項又は第１４条の４第　　　１項若しくは第６項の　　　許可を受けている場合　　　にあっては、これらの　　　許可に係るものを含　　　む。以下この表におい　　　て同じ。）の内容 |  |  |  |  |  |
| （２）申請者が個人である場　　合には、氏名、住所及び　　事業の内容（事業の内容　　を変更した場合にあって　　は、当該変更に係る履歴　　を含む。）  |  |  |  |  |  |
| 事　業　計　画 | （３）事業計画（他に法第１　　４条第１項若しくは第６　　項又は第１４条の４第１　　項若しくは第６項の許可　　を受けている場合にあっ　　ては、これらの許可に係　　る事業に関するものを含　　む。）の概要 |  |  |   |  |  |

（その２）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 許　可　内　容 | （４）申請者が受けている法　　第１４条第１項若しくは　　第６項又は第１４条の４　　第１項若しくは第６項の　　許可（他にこれらの許可　　を受けている場合にあっ　　ては、当該許可を含　　む。）に係る第１０条の　　２若しくは第１０条の６　　又は第１０条の１４若し　　くは第１０条の１８に規　　定する許可証の写し |  |  |  |  |  |
| 施設に関する状況 | （５）事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項　　ア　設置場所　　イ　設置年月日　　ウ　当該施設の種類　　エ　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）　　オ　処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）　　カ　処理方式　　キ　構造及び設備の概要　　ク　当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第１２条の５に規定する許可証の写し |  |  |  |  |  |
| （６）事業の用に供する産業　　廃棄物の処理施設が設置　　されている事業場ごとの　　産業廃棄物の処理工程図 |  |  |   |  |  |

（その３）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項 | （７）情報をインターネット利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあっては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの１年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。）　　ア　当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量　　イ　当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量　　ウ　情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量　　エ　当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法　　オ　当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 |  |  |  |  |  |

（その４）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項 | （８）情報公表日の属する月の前々月までの３年間（以下「直前３年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項　　ア　当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量　　イ　当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量　　ウ　当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量 |  |  |  |  |  |

（その５）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報 | （９）直前３年間の事業の用に供する産業廃　　棄物処理施設の維持管理の状況に関する　　情報（次のアからクまでに掲げる当該施　　設の種類に応じ、当該アからクまでに定　　める事項に限る。）　　ア　令第７条第３号、第５号、第８号、　　　第１２号及び第１３号の２に掲げる施　　　設（ガス化改質方式の焼却施設及び電　　　気炉等を用いた焼却施設を除く。）　　　　第１２条の７の２第１号ハ及びニに　　　掲げる事項　　イ　令第７条第３号、第５号、第８号及　　　び第１３号の２に掲げる施設　　（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）　　　　第１２条の７の２第２号ハ及びニに　　　掲げる事項　　ウ　令第７条第３号、第５号、第８号、　　　第１２号及び第１３号の２に掲げる施　　　設（電気炉等を用いた焼却施設に限　　　る。）　　　　第１２条の７の２第３号ハ及びニに　　　掲げる事項　　エ　令第７条第１１号の２に掲げる施設　　　　第１２条の７の２第４号ハからヘま　　　でに掲げる事項　　オ　令第７条第１２号の２及び第１３号　　　に掲げる施設　　　　第１２条の７の２第５号ハからホま　　　でに掲げる事項　　カ　令第７条第１４号イに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第６号ロからヘま　　　でに掲げる事項　　キ　令第７条第１４号ロに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第７号ロからヘま　　　でに掲げる事項　　ク　令第７条第１４号ハに掲げる施設　　　　第１２条の７の２第８号ロからリま　　　でに掲げる事項 |  |  |  |  |  |

（その６）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 公　表　事　項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 | 更新年月日及び変更事項 |
| 熱回収 | （10）直前３年間の各月にお　　ける事業の用に供する産　　業廃棄物の焼却施設ごと　　の熱回収により得られた　　熱量（当該熱の全部又は　　一部を電気に変換した場　　合にあっては、当該電気　　の量及び当該熱量から電　　気に変換された熱量を減　　じて得た熱量）及び当該　　焼却施設において熱回収　　がされた産業廃棄物の量 |  |  |  |  |  |
| 財務諸表 | （11）申請者が法人である場　　合には、直前３年の各事　　業年度における貸借対照　　表、損益計算書、株主資　　本等変動計算書及び個別　　注記表 |  |  |  |  |  |
| 処分委託料金の提示方法 | （12）事業者がその特別管理　　産業廃棄物の処分を申請　　者に委託するに当たって　　支払う料金を提示する方　　法 |  |  |   |  |  |
| 組織体制 | （13）業務を所掌する組織及　　び人員配置 |  |  |  |  |  |
| 処分後の産業廃棄物の持出先に関する事項 |  (14）特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否 |  |  |  |  |  |
| 地域融和 | （15）事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度 |  |  |  |  |  |

（３）　環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ＩＳＯ14001又はエコアクション２１若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類。

　　　　この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については、（一財）持続性推進機構が定める「エコアクション２１産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」に基づき、地域等における環境マネジメントシステム及び当該システムの認証を受けた事業者が当該機構による相互認証を受けている場合が該当します。

　　　当該認証・登録証の写しを添付してください。

　※　申請者が複数の事業所又は事業場を有する場合には、これらのうちいずれかの事業所等について認証を取得していれば構いません。

（４）電子マニフェストの利用が可能であることを証する書類

　　（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）から交付された電子情　　報処理組織の使用を証する書面（加入証）の写しを添付してください。

（５）財務体質の健全性を証する下記の書類

ア　直前３年の各事業年度の自己資本比率を記載した書類（下記様式）。

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自　年　月至　年　月 | 自　年　月至　年　月 | 自　年　月至　年　月（直近の期） |
| ａ　純資産の額 |  |  |  |
| ｂ　純資産の額と負債の額との合計額 |  |  |  |
| ｃ　自己資本比率（ａ÷ｂ×100） |  |  |  |
| ｄ　営業利益金額 |  |  |  |
| ｅ　営業利益金額等（ｄ＋イｄ） |  |  |  |

 ※１　直前３年の貸借対照表から転記してください。

 ※２　ｃの自己資本比率は、小数点以下を切り捨て、整数にしてください。

 ※３　ｃの自己資本比率について、直前３年の各事業年度における自己資本比率が０以上であり、かつ、以下のいずれかの基準に該当すること。

　　　・　直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が１０％以上であること。

　　　・　前事業年度における営業利益金額等が０を超えること。

イ　直前３年の各事業年度の経常利益金額等を記載した書類（下記様式）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自　年　月至　年　月 | 自　年　月至　年　月 | 自　年　月至　年　月 |
| ａ　経常利益金額 |  |  |  |
| ｂ　減価償却費の額（販売費及び　一般管理費の額の１項目として分　割して記載されているもの） |  |  |  |
| ｃ　減価償却費の額（売上、製造　等原価の額の１項目として分割し　て記載されているもの） |  |  |  |
| ｄ　減価償却費の額の合計　　（ｂ＋ｃ） |  |  |  |
| ｅ　経常利益金額等（ａ＋ｄ） | ① | ② | ③ |
| ｅの平均値 |  |

 ※１　直前３年の損益計算書から転記してください。

 ※２　減価償却費の額を確認するため、販売費及び一般管理費内訳書並びに売上、製造等原

　　 価報告書を必ず添付してください。

 ※３ 減価償却費の額を販売費及び一般管理費の額の１項目並びに売上、製造等原価の額の

　　 １項目として分割して記載されてる場合には、その合計額をｄに記載してください。

 ※４　なお、減価償却費が一項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費を

　　 ゼロ円としてください。

 ※５　ｅの経常利益金額等の平均値が０を超えていなければ、優良基準に適合しているとは認められません。

　　ウ　法人税等（法人税、消費税、住民税〔道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民

　　　税をいう。〕、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計

　　　画税、社会保険料〔所得税法第７４条第２項に規定する社会保険料をいう。〕並びに労

　　　働保険料〔労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１０条第２項に規定する労働保険

　　　料をいう。〕）を滞納していないことを証する書類。

　　　直前３年の当該税の納税証明書（申請日前３月以内に発行されたもの）並びに直前２

　　年の社会保険料及び直前３年の労働保険料の納入証明書等を添付してください。

　　　（原則として、正本には原本を添付すること。なお、確定申告等の税の申告の際に、原

　　　本を提出する必要がある場合には、当該証明書の写しでも構いません。）

　　※　申請者が優良認定を受けようとする埼玉県内に有する産業廃棄物処理業等に係る事業

　　　所に係るものが納付確認の対象となります。

　　エ　事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の

　　　積立てをしていることを証する書類（該当する場合のみ添付すること）

　　　（独）環境再生保全機構から交付された証明書の写し（積立て開始時点からのもの）

　　　を添付してください。